

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告  
下記の手続番号について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に  
関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、  
所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、  
公告する。

令和6年4月30日 高知地方法務局香美支局 登記官 中村卓意

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
第4913-2022-0018号	南国市植田字野崎1000番4